

## 【釜石市中小企業振興資金融資】 据置期間の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている釜石市中小企業振興資金利用者の資金繰り支援策として、元金返済の据置期間を2年まで延長します。

### ○ 概要

釜石市中小企業振興資金融資にかかる元金返済の据置期間は1年以内と定められていますが、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている事業者が当面の資金繰りのために元金返済の据置を希望する場合に対応するため、据置可能期間を特例として1年延長し、2年以内とします。

### ○ 対象者

次のいずれにも該当する中小企業者

- ① 新型コロナウイルス感染症関連のセーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた事業者
- ② 令和2年5月1日の時点で釜石市中小企業振興資金融資を受けている事業者

### ○ 申請期間

令和2年5月1日（金）～12月28日（月）

### ○ 申請方法

ご利用の金融機関にご相談ください。

※ 融資条件の変更には、別途金融機関及び信用保証協会による審査があります。

お問い合わせ：市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421